

平成29年度双葉町障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模事業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等は、障害者就労施設等が提供可能な物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) この方針の担当窓口は健康福祉課とし、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については概要を取りまとめ、実績がある場合には翌年度に町ホームページ等により速やかに公表する。

8 調達の目標

調達目標の額は、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うこととする。
- (2) この方針に定めるもののほか、この方針の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この方針は、平成29年4月1日から施行する。